

教 育 委 員 会 会 議

日時 平成30年11月22日（木）

午前10時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第11号 平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

報告第12号 さいたま市教職員の人事について[非公開案件]

報告第13号 さいたま市教職員の給与改定について

3 議 事

議案第76号 行政情報一部開示決定に係る審査請求について[非公開案件]

4 そ の 他

第2期さいたま市教育振興基本計画について[非公開案件]

5 閉 会

報告第11号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

平成30年11月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

平成30年11月12日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美

記

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

別 紙

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

別表

債務負担行為補正

追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中等教育学校整備事業（追加分）	平成31年度から 平成45年度まで	45,456

補正予算説明書

債務負担行為補正に関する調書

追 加

(単位 千円)

事 項	限度額	平成30年度までの支出額		平成31年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一 般 財 源
						国 県 支出金	地方債	その他	
中等教育学校 整備事業 (追加分)	45,456	—	0	平成31年度 から 平成45年度 まで	限度額 に同じ	0	0	0	全 額

提案理由

平成30年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、PFI方式を採用している大宮国際中等教育学校の整備事業において、物価水準の変動に伴うサービス対価の改定を行う必要が生じたため、債務負担行為を設定することについて、市長に申出するものです。

事項 中等教育学校整備事業（追加分）		補正額	債務負担行為の設定																					
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/高校教育課		/																					
<p><補正の目的・内容> 大宮国際中等教育学校の整備については、民間活力を導入し、設計、施工、維持管理及び運営を一括して行うPFI-BTO方式を採用しており、平成31年4月の開校に向け、建設工事を実施するとともに、各種準備を進めます。 物価水準の変動に伴い、契約約款に基づき、サービス対価を改定する必要性が生じたため、債務負担行為の設定を行うものです。</p>																								
<p><主な事業> 1 債務負担行為の設定</p>		<p>[参考] 事業スケジュール ・平成30年12月 サービス対価の改定に係る確認書の締結 ・平成31年度～45年度 改定後のサービス対価の支払</p>																						
<p><債務負担行為></p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項</th> <th rowspan="2">期間</th> <th rowspan="2">限度額</th> <th colspan="4">財 源 内 訳</th> </tr> <tr> <th>国県支出金</th> <th>地方債</th> <th>その他</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中等教育学校整備事業（追加分）</td> <td>平成31年度から平成45年度まで</td> <td>45,456</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>45,456</td> </tr> </tbody> </table>					事項	期間	限度額	財 源 内 訳				国県支出金	地方債	その他	一般財源	中等教育学校整備事業（追加分）	平成31年度から平成45年度まで	45,456	0	0	0	45,456
事項	期間	限度額	財 源 内 訳																					
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																		
中等教育学校整備事業（追加分）	平成31年度から平成45年度まで	45,456	0	0	0	45,456																		

報告第13号

教育長の報告について

さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第1項の規定により、下記について別紙のとおりこれを報告する。

平成30年11月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

さいたま市教職員の給与改定について

さいたま市教職員の給与改定の概要

1 趣旨

市人事委員会からの報告及び勧告を踏まえ、教職員の給与を改定するもの。

ただし、改定内容はさいたま市職員の給与に関する条例(平成13年さいたま市条例第42号)の規定を準用しているため、さいたま市教職員の給与に関する条例(平成29年さいたま市条例第21号)の改正を要さないもの。

2 改定の内容

(1) 勤勉手当の支給割合について

ア 平成30年度における勤勉手当の支給月数を、次のように引き上げるもの。

	12月期	
	改定前	改定後
一般教職員	0.90月	0.95月
特定管理教育職員	1.10月	1.15月

※特定管理教育職員は校長、教頭を指す(休職者及び高等学校の教頭を除く)

イ 平成31年度以後における勤勉手当の支給月数を、次のように改めるもの。

	6月期		12月期	
	改定前	改定後	改定前	改定後
一般教職員	0.90月	0.925月	0.95月	0.925月
特定管理教育職員	1.10月	1.125月	1.15月	1.125月

(2) 期末手当の支給割合について

平成31年度以後における期末手当の支給月数を、次のように改めるもの。

	6月期		12月期	
	改定前	改定後	改定前	改定後
一般教職員	1.225月	1.3月	1.375月	1.3月
特定管理教育職員	1.025月	1.1月	1.175月	1.1月

(3) 扶養手当の支給額について

平成31年度以後における扶養手当の支給額を、次のように改めるもの

	改定前	改定後
配偶者	13,500円	6,500円
子	6,500円	10,000円

※職員に配偶者がいない場合の1人目の扶養親族の手当額を12,000円とする取扱いは廃止

3 施行期日等

- (1) 2(1)アの改定 公布の日（平成30年12月1日から適用）
- (2) 2(1)イ、(2)及び(3)の改定 平成31年4月1日